

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」新旧対照表

新	旧
国自総第120号 国自貨第29号 平成16年 6月30日 一部改正 平成18年 9月15日 一部改正 平成19年 5月 1日 一部改正 平成21年 9月29日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成29年 1月13日 <u>一部改正 令和 元年10月31日</u> 各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 自動車交通局長 貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第23条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。 なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。 記 1. 法第23条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令	国自総第120号 国自貨第29号 平成16年 6月30日 一部改正 平成18年 9月15日 一部改正 平成19年 5月 1日 一部改正 平成21年 9月29日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成29年 1月13日 各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 自動車交通局長 貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第23条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。 なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。 記 1. 法第23条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令

(以下「輸送の安全確保命令」という。)は、次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導の結果、総合評価が「E」と判定された営業所について、当該実施機関から当該営業所より、改善結果報告の提出があり以下の全ての項目が未改善である旨、又は、以下の項目に係る改善結果報告の提出が期限内になされない旨の報告があり、その後の当該営業所に対する監査の結果として、以下の全ての項目について、自動車等の使用停止処分以上の違反行為が確認された場合。

(ア) 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと

(イ) 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと

(ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと

(8) 監査において、行政処分等の基準5 (1) ①から⑤のいずれかに該当する違反が確認された場合。

(9) 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）に規定する街頭監査等において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないおそれがあると認められた場合。

2. 輸送の安全確保命令は、1. (1)～(8)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行^う。なお、1. (7)及び(8)については、監査において確認した輸送の安全確保に係る違反行為のうち、自動車等の使用停止処分以上の違反行為について行^う。

また、1. (9)の場合は、その場で行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。ただし、1. (9)による場合は(1)中、事業者を運輸支局等と呼び出す措置は適用しない。

(1) 行政処分等の基準1. (6)に準じて、事業者を運輸支局等（運輸監理部並びに地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。）と呼び出し、違反行為の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行管理の方法の改

(以下「輸送の安全確保命令」という。)は、次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。

(1)～(6) (略)

(新設)

(新設)

(7) 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）に規定する街頭監査等において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないおそれがあると認められた場合。

2. 輸送の安全確保命令は、1. (1)～(6)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行^い、また、1. (7)の場合は、その場で行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。ただし、1. (7)による場合は(1)中、事業者を運輸支局等と呼び出す措置は適用しない。

(1) 行政処分等の基準1 (6)に準じて、事業者を運輸支局等（運輸監理部並びに地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。）と呼び出し、違反行為の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行管理の方法の改

改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第44条第4号の規定による届出の内容として、命令の日から原則3月（必要な場合にあつては、これより短い期間）以内に報告を行うよう措置する。

(2) 上記(1)の報告が当該期間までに行われない場合には、輸送の安全確保命令違反として取り扱うものとする。

(3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第23条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

ただし、1.(7)に係る項目又は(8)に該当する違反行為については、再度の輸送の安全確保命令を発出することなく、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

附 則 （略）

附 則（令和元年10月31日付け国自安第109号、国自貨第72号）
この通達は、令和元年11月1日から施行する。

善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第44条第4号の規定による届出の内容として、命令の日から3月（必要な場合にあつては、これより短い期間）以内に報告を行うよう措置する。

(2) 上記(1)の報告が当該期間までに行われない場合には、輸送の安全確保命令違反として取り扱うものとする。

(3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第23条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

附 則 （略）